

石岡市との「大規模災害時における 広域避難の連携に関する協定」について

1. 協定の概要

本協定は、かすみがうら市と石岡市が霞ヶ浦及び恋瀬川沿川区域において、大規模な水害等が発生、または発生する恐れがあり、市内の指定避難所への避難が困難と判断した場合、当該区域に居住する住民の安全な一時避難を図るため、協定市内の避難所の利用にかかる相互援助を円滑に行うことを目的とする。

2. 協定に係るこれまでの経過

- ◆H28. 8.18 霞ヶ浦 洪水浸水想定区域の指定
- ◆H29. 8.28 恋瀬川 洪水浸水想定区域の指定
- ◆H30.12.18 協定締結に向けた協議
(内容) ・道路や橋などインフラの崩壊により、市内避難が困難な状況を想定すると、隣接する市外への避難も検討しなければならない。
・想定される地区は、**石岡市が府中、井関地区、当市は栗田、高倉地区。**
- ◆H31.1.20 洪水 HM 住民説明会時、大規模水害時にかすみがうら市への避難要望がある。
(石岡市)
- ◆H31.2.23 栗田・高倉地区対象「住民避難力強化事業」において、防災マイマップを作成し、避難先や避難経路等を話し合った。(かすみがうら市)
- ◆R1.6.13 協定締結に向けた協議
(内容) ・協定書(案)の確認

3. 協定書(案)の主な内容

[避難所の相互援助]

- ・地域防災計画及び避難所マニュアル等に基づき、可能な限り援助活動を行うものとする。

[相互援助内容]

・協定市内の指定避難所の相互利用

※参考) 想定される地区

石岡市：府中、井関地区 ⇒ かすみがうら市：新治小、旧穴倉小、旧志士庫小を想定

かすみがうら市：栗田、高倉地区 ⇒ 石岡市：石岡海洋センターを想定

- ・指定避難所の状況や避難者の把握のほか、必要となる情報の収集及び提供
- ・援助物資の調達及び提供

[援助の要請]

- ・各市の避難勧告等の発令状況を相互に伝達し、市内の指定避難所への避難が困難と判断した場合に援助を要請する。

[援助の経費負担]

- ・援助に要する経費の負担(法令その他別に定めがあるものは除く)は、援助を行う協定市が負担する。

(参考：想定される地区

※かすみがうら市総合防災マップより)

